

令和4年度 指定特定相談支援事業所及び指定障害児相談支援事業所の実地指導結果

加古川市は、令和4年度に以下のとおり実地指導を行いました。その結果、改善を要する事項として、以下の点が見受けられました。今後の事業所運営の参考としてください。

実地指導実施状況一覧

| 事業所数 | 文書指摘事業所数 | 文書指摘件数 | 文書指摘内訳 |
|----------------------|----------|--------|--|
| 指定特定相談支援事業所 5事業所 | 5事業所 | 19件 | 人員に関すること 1件 運営に関すること 16件 報酬に関すること 2件 その他 0件 |
| 指定障害児相談支援事業所 5事業所 | 5事業所 | 14件 | 人員に関すること 1件 運営に関すること 13件 報酬に関すること 0件 その他 0件 |

実地指導で見受けられた主な事例

(指定特定相談支援事業所)

■運営に関すること

- ・相談支援専門員の有する資格、経験年数及び勤務の体制の事項について、掲示されていなかった。
⇒事業所内の見やすい場所に掲示するか、当該項目を記載したファイルを利用者又はその家族が自由に閲覧可能な形で事業所内に備え付けること。
- ・運営規程の内容に不備又は誤りがあった。
⇒正しい内容に修正すること。
- ・サービス担当者会議等における個人情報の利用について、利用者の家族から同意を得ていなかった。
⇒サービス担当者会議等において、利用者の家族の個人情報を用いる場合は、あらかじめ文書により利用者の家族から同意を得ること。
- ・モニタリングを利用者の居宅等以外で行っている利用者がいた。
⇒モニタリングにあたっては、利用者の居宅、精神科病院又は障害者支援施設等を訪問して利用者等に面接し、その記録を5年間保存すること。

■報酬に関すること

- ・サービス利用支援費について、重複して請求していた。
⇒重複請求分について過誤申立の手続きを行い、正しい内容で再請求すること。
- ・サービス提供時モニタリング加算について、算定要件を満たしていない者がいた。
⇒算定要件を満たしていない請求分について過誤申立の手続きを行い、正しい内容で再請求すること。

(指定障害児相談支援事業所)

■運営に関すること

- ・相談支援専門員の有する資格、経験年数及び勤務の体制の事項について、掲示されていなかった。
⇒事業所内の見やすい場所に掲示するか、当該項目を記載したファイルを利用者又はその家族が自由に閲覧可能な形で事業所内に備え付けること。
- ・運営規程の内容に不備又は誤りがあった。
⇒正しい内容に修正すること。
- ・モニタリングを障害児の居宅以外で行っていた。
⇒モニタリングにあたっては、障害児の居宅を訪問して障害児等に面接し、その記録を5年間保存すること。
- ・障害児相談支援給付費の額について、障害児の保護者に通知していないものがあった。
⇒保護者に対し、障害児相談支援給付費の額を通知すること。